

古殿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

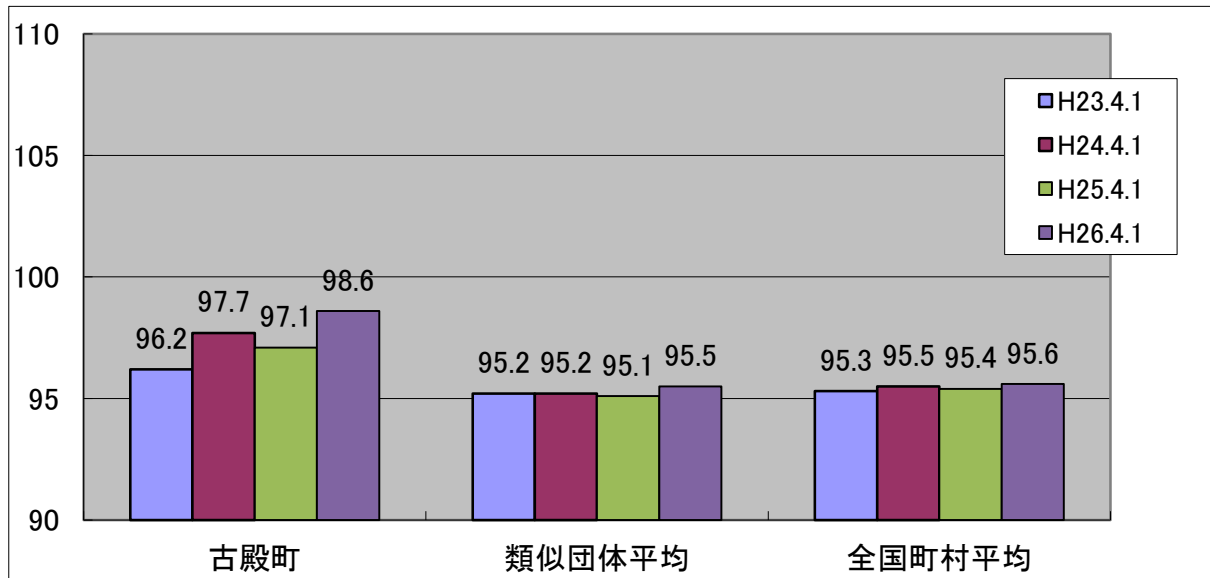
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	5,990	5,081,995	187,341	600,727	11.8	13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	70	240,678	31,505	84,710	356,893	5,098	5,715

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の数値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額ある。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国県と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額4.77~9.77%、給料の特別調整額の10%の減額措置を行っていました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古殿町	37.3 歳	283,405 円	322,006 円	311,099 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
古殿町	56.2 歳	2 人	326,270 円	364,182 円	352,517 円	—	—	—	—
うち運転手	56.2 歳	2 人	326,270 円	364,182 円	352,517 円	自家用乗用自動車 運転手	57.3 歳	185,100 円	1.97
福島県	53.4 歳	283 人	369,700 円	414,461 円	389,429 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	4 人	302,792 円	324,784 円	317,377 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古殿町	5,787,058	—	—
うち運転手	5,787,058 円	2,357,800 円	2.45

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年度～24年度の3ヶ年平均)

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		古殿町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	149,400 円	144,500 円	—
	中 学 卒	135,600 円	136,100 円	—

※国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	244,700 円	334,900 円	389,433 円	413,750 円
	高 校 卒	209,400 円	311,100 円	360,366 円	391,400 円

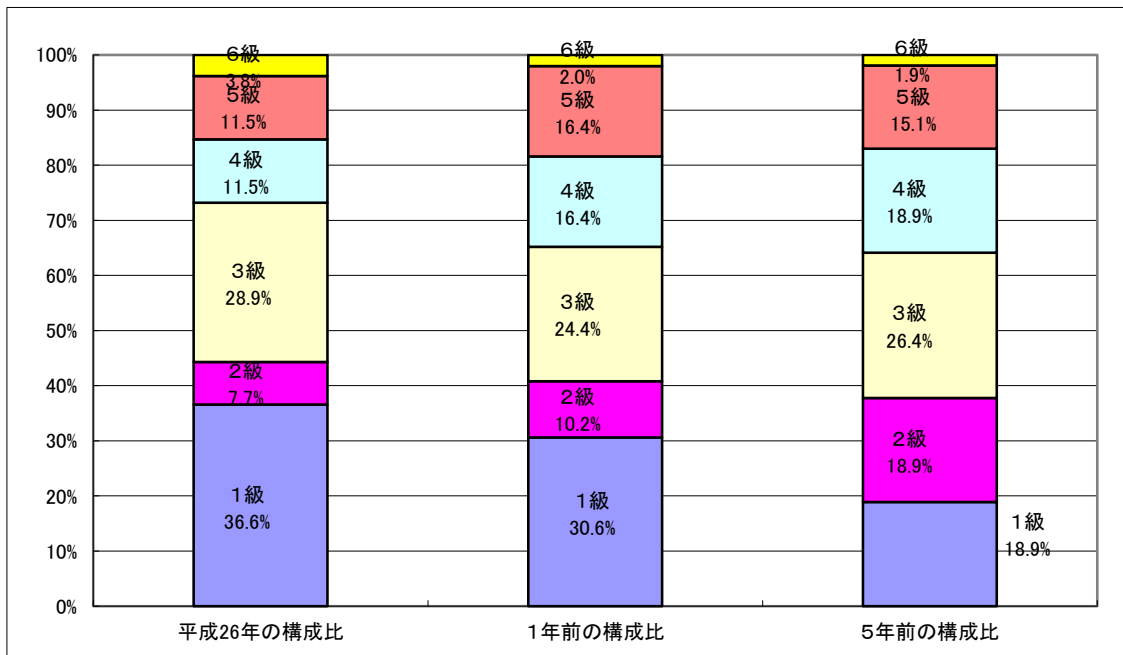
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	19人	36.6%
2級	主事	4人	7.7%
3級	係長、主査	15人	28.9%
4級	主任主査、課長補佐	6人	11.5%
5級	課長、主幹	6人	11.5%
6級	困難な業務を処理する課長参事	2人	3.8%

(注) 1 古殿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

古殿町	福島県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,221 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,639 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

未実施

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

古殿町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
1人当たり平均支給額	24,099 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	10,929 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	321 千円
支給実績(24年度決算)	9,388 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	218 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 扶養1人につき 月額6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 月額11,000円 16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同		6,318 千円	217,879 円
住居手当	借家・借間 家賃月額9,500円以上を支払っている場合 ・家賃20,500円以下 家賃額－9,500円 ・家賃20,500円超 52,500円未満 (家賃額－20,500円)× 1/2+11,000円 ・家賃額52,500円以上 27,000円	異	家賃 12,000円 以上	2,707 千円	193,364 円
通勤手当	交通機関等利用 61,000円まで全額。61,000円を超えた場合は、その超えた額の2分の1の額を61,000円に加算	異	運賃 55,000円 以下	3,737 千円	73,277 円
	自家用車等利用 通勤距離片道2km以上で通勤距離に応じて 2,200円～47,700円		2,000円～ 24,500円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 ・課長 給料月額の10% ・主幹 給料月額の8% ・課長補佐 給料月額の7%	異	10%～25%	6,272 千円	392,061 円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居することとなったとき(異動距離60km以上で異動距離に応じて) 月額23,000円～45,000円	同		348 千円	348,000 円
宿日直手当	宿直・日直により休日や夜間に勤務したとき 1回につき4,200円	異	医師等の宿日直手当	604 千円	11,411 円
寒冷地手当	11月～3月支給 ・世帯主で扶養あり 月額17,800円 ・世帯主で扶養なし 月額10,200円 ・その他 月額 7,360円	同		4,086 千円	53,764 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	682,200 円		(参考)類似団体における最高/最低額		
	(758,000 円)		870,000	363,200	円	円
	副 町 長	546,300 円		円/ 円		
	(607,000 円)		675,000	360,000	円	円
報 酬	教 育 長	511,200 円		円/ 円		
	(568,000 円)					
	議 長	288,800 円		円/ 円		
	(304,000 円)		364,000	220,000	円	円
期 末 手 当	副 議 長	227,100 円		円/ 円		
	(239,000 円)		285,000	168,100	円	円
	議 員	211,900 円		円/ 円		
	(223,000 円)		263,000	135,800	円	円
退 職 手 当	町 長	(25年度支給割合)				
	副 町 長	6月期	1.4	月分	計	2.9 月分
	教 育 長	12月期	1.5			
	議 長	(25年度支給割合)				
副 議 長	6月期	1.4	月分	計	2.9 月分	
議 員	12月期	1.5				
寒 冷 地 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×在職期間×支給率0.48		15,717,888 円	任期毎	
	教 育 長	給料月額×在職期間×支給率0.29		7,604,496 円	任期毎	
	備 考	給料月額×在職期間×支給率0.20		4,907,520 円	任期毎	
寒 冷 地 手 当	町 長	11月～3月まで支給				
	副 町 長	世帯主で扶養あり	17,800円			
	教 育 長	世帯主で扶養なし	10,200円			
		その他	7,360円			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

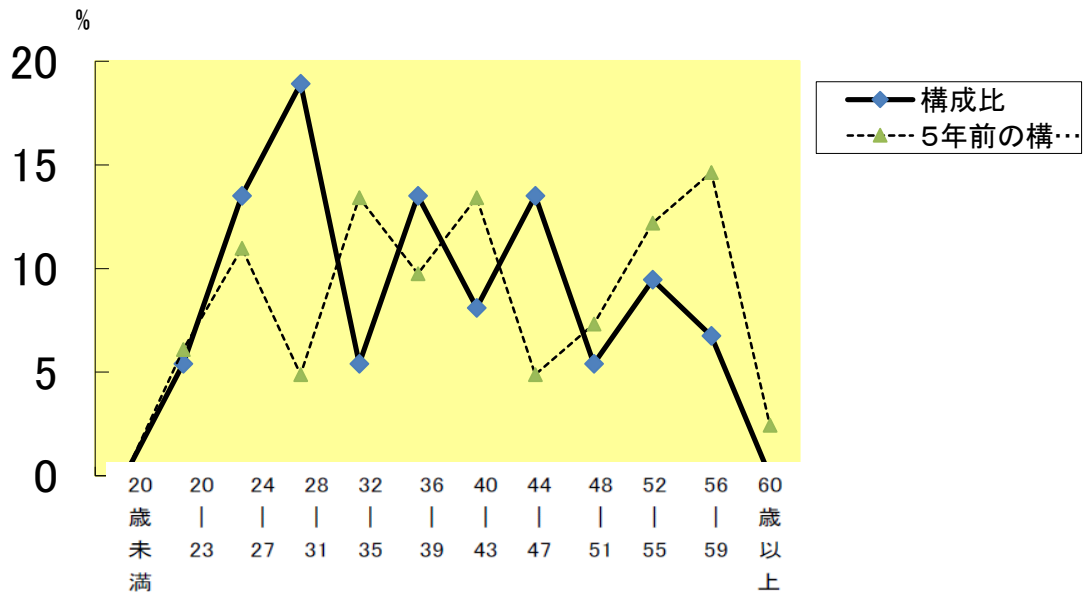
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	2	1	職員不足により欠員が出ていた部分を補充した 職員採用を行ったが辞退されてしまったため 林業事務の見直しを行ったため
		総 務	14	13	△ 1	
		税 務	6	6	0	
		民 生	13	13	0	
		衛 生	7	7	0	
		農 水	9	8	△ 1	
		商 工	2	2	0	
		土 木	6	6	0	
	計	58	57	△ 1		
		教育部門	12	12	0	
	小 計	70	69	△ 1		
公営企業会計等部門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		75	74	△ 1		
		[93]	[93]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	10人	14人	4人	10人	6人	10人	4人	7人	5人	0人	75人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)	
	一般行政	59	58	57	56	58	57	▲2
教育	17	16	16	13	13	13	▲4	(▲18.7%)
普通会計計	76	74	73	69	71	70	▲6	(▲9.2%)
公営企業等会計計	6	6	5	5	5	5	▲1	(▲28.5%)
総合計	82	80	78	74	76	75	▲7	(▲10.84%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。